

藤井寺市公園遊具リニューアル業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、大井垣添児童公園の遊具をリニューアルするに当たり、第六次藤井寺市総合計画に掲げる「安全で特色ある公園づくり」の実現のため、公募型プロポーザル方式により、複数の事業者の高度な知識、専門的な技術や創造性、企画力等の提案を比較検討し、本市の条件に最も適した提案を行った事業者を、本業務の受託候補者として選定するため、選定手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

- (1) 名称
令和8年度藤井寺市公園遊具リニューアル業務
- (2) 履行場所
藤井寺市大井2丁目506番地の3 大井垣添児童公園内
- (3) 契約期間
契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで
- (4) 提案上限額
10,230,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (5) 要求事項
別紙 令和8年度藤井寺市公園遊具リニューアル業務に関する要求水準書のとおり

3. 参加資格

プロポーザルに参加する者は単独の事業者とし、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 令和7・8年度藤井寺市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (5) 破産法（昭和16年法律第75条）第30条に基づく破産手続開始の決定がなされていないこと。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。

- (8) 本店所在地の国税、地方税、その他公租公課を滞納していないこと。
- (9) 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」又は「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）」を満たすもので、賠償責任保険の対象となる複合遊具を整備できること。
- (10) 藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (11) 事業提案書の提出日において、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (12) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係にある主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）を配置できること。
- (13) 令和2年4月1日以降に、官公庁（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人を含む。）発注の複合遊具の設計、製作及び設置のプロポーザル方式による一括工事の元請けとして請負金額1,000万円以上の受注実績（令和7年9月1日までに完成及び引渡しの済んだ実績とする。）があること。

4. プロポーザルの日程（予定）

内 容	日 程
公募開始	令和7年 9月 1日（月）
質問票受付期間	令和7年 9月 1日（月） ～ 令和7年 9月 8日（月）
質問への回答	令和7年 9月16日（火）
参加申込書受付期間	令和7年 9月 1日（月） ～ 令和7年 9月24日（水）
事業提案書等受付期間	令和7年 9月17日（水） ～ 令和7年10月 2日（木）
プレゼンテーション	令和7年10月21日（火）
受託候補者の決定	令和7年10月28日（火）
契約締結	令和8年 4月
履行期間	契約締結日の翌日 ～ 令和8年10月31日（土）

5. 実施要領等に関する質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問を以下のとおり受け付ける。

(1) 質問の提出方法

質問票（様式第1号）に質問内容を簡潔に記載し、藤井寺市都市整備部まちとみどり保全課農政公園緑化担当（事務局）へEメールにより提出すること。

- ① 送信時件名は、「藤井寺市公園遊具プロポーザル質問（事業者名）」とすること。
- ② Eメールを送信した後に、事務局まで電話により受信確認を行うこと。
- ③ 質問は、本業務にかかる参加申込書、事業提案書等の記載方法及び仕様書の内容などに関するものに限り受付するものとし、Eメール以外の提出方法での質問は受け付けない。

(2) 質問の受付期間

令和7年9月1日（月）午前9時から令和7年9月8日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年9月16日（火）正午以降に本市のホームページにおいて回答する。

※回答に当たっては事業者名の公表は行わない。

(4) 送信先アドレス及び確認先電話番号

藤井寺市都市整備部まちとみどり保全課農政公園緑化担当

メールアドレス ijihozen@city.fujiidera.lg.jp

電話番号 072-939-1228（直通）

(5) その他

- ① 質問内容は、特定の事業者であると判明できるような表現を避けること。
- ② 質問に対する回答内容をもって、本実施要領を追加又は修正したものとみなす。

6. 参加申込書の提出

本プロポーザルの提案希望者は、以下のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年9月1日（月）午前9時から令和7年9月24日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

参加申込書（様式第2号）を記載のうえ、藤井寺市都市整備部まちとみどり保全課農政公園緑化担当（事務局）へEメールにより提出すること。

- ① 送信時件名は、「藤井寺市公園遊具プロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。
- ② Eメールを送信した後に、事務局まで電話により受信確認を行うこと。

(3) 送信先アドレス及び確認先電話番号

藤井寺市都市整備部まちとみどり保全課農政公園緑化担当

メールアドレス ijihozen@city.fujiidera.lg.jp

電話番号 072-939-1228（直通）

7. 提案書等の提出

事業提案に当たっては、以下のとおり事業提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年9月17日（水）午前9時から令和7年10月2日（木）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 配置予定主任技術者届出書（様式第3号）
- ② 施工実績調書（様式第4号）
- ③ 提案書（様式第5号）

提案書には、提案目的物の完成予想図（概要図及びパース）、構造図及び配置計画図を添付

すること。

なお、完成予想図には、テーマやコンセプト及び遊具や施設全体の説明を簡素に記載すること。

④ 金額提案書（様式第6号）

提案金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額のみを記載するものとする。また、内訳書を添付すること。（任意様式）

⑤ 工事計画書（任意様式）

工事計画書には、工事工程表（設計～製造～据付）及び施工計画書を添付すること。

⑥ 遊具の維持管理計画書（任意様式）

遊具設置から25年について、消耗部品の交換や遊具の更新などを含めた維持管理費（ライフサイクルコスト）を算出すること。

⑦ 補足説明

サイズは、完成予想図（概要図及びパース）、構造図及び配置計画図についてはA3判、その他はA4判とし、フォントサイズは11ポイント以上を使用し作成すること。

なお、提出書類に使用する印鑑は全て、令和7・8年度藤井寺市競争入札参加資格審査申請において、入札に使用する印鑑として届け出た印鑑を使用すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部（正本として事業者名、代表者名、押印あり、副本として事業者名等記載押印のないもの）及び電子媒体（CD-R等）1部とする。

提出書類①～⑥の順番に並べて、頁とインデックスを付け、A4判フラットファイルに縦使用、横書き、片面印刷、左綴じで一冊にまとめて提出すること。

なお、正本にはフラットファイルの表紙及び背表紙に「令和8年度藤井寺市公園遊具リニューアル業務 提案書」と「事業者名」を記載し、副本については事業者名を抜いたものとする。

また、提案書内には、事業者名及び事業者名を特定することができる内容を記述しないこと。

(4) 提出方法

藤井寺市都市整備部まちとみどり保全課農政公園緑化担当（事務局）への持参又は郵送（提出期限必着）するとともに提出書類一式の電子データをEメールで提出すること。

※持参の場合は、土日・祝日を除く午前10時から午後5時まで受付を行う。

※郵送の場合は、郵便書留その他これに準じる方法に限るものとする。

(5) 提出先

〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

藤井寺市都市整備部まちとみどり保全課農政公園緑化担当（藤井寺市役所4階④番窓口）

メールアドレス ijihozen@city.fujiidera.lg.jp

8. プレゼンテーションの実施

本市が設置する選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案事業者を対象にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。なお、プレゼンテーションの会場に委員会の委員以外の実務担当者等が入る場合があり、実務担当者等は審査権を持たないが、提案内容についての質問等を行う場合がある。

- (1) 実施日（予定）
令和7年10月21日（火） ※会場・日時等は別途通知
- (2) 発表時間
各事業者20分のプレゼンテーション及び10分程度の質疑応答
- (3) 出席者
3人以内（ただし、業務担当者となる予定の者は必ず出席すること。）
- (4) その他
 - ① プレゼンテーションの内容は、提案書の内容に基づくものとする。
 - ② 当日の追加の資料配布は認めないものとする。
 - ③ プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。
 - ④ プレゼンテーションにおいては、提案事業者が特定できないようにすること。
 - ⑤ 出席者は、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。※待機場所は別途通知

9. 提案書の審査評価方法

- (1) 審査評価機関
委員会において、提案書等の審査評価を実施する。
- (2) 審査評価基準
別表1の令和8年度藤井寺市公園遊具リニューアル業務受託候補者選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき審査評価を行う。
- (3) 選定方法
委員会は、提出された提案書等について選定基準に基づき審査評価し、審査評価合計点数が最も高い者を優先受託候補者とし、次点以降の受託候補者の順位付けもあわせて行うものとする。
ただし、最低基準点（審査評価合計点数が満点の60%）以上の者だけを受託候補者の対象とする。よって、提案者が1事業者の場合でも審査を行い、最低基準点以上でなければ受託候補者と選定しない。
なお、審査評価合計点数が同点の者が複数いた場合は、提案金額が低い者を上位として選定する。
- (4) 選定結果の通知・公表
 - ① 結果通知
令和7年10月28日（火）
 - ② 結果通知方法
選定結果は、本市ホームページに公表するとともに、本プロポーザルに参加した全ての事業者にもEメールで通知する。
なお、委員会での選定経過は非公開とするが、選定された事業者名及び参加全事業者の総得点（事業者名は非公開）については、公表の対象とする。また、参加事業者が2者の場合は、次点者の得点は公表しない。
- (5) 選定結果に関する問い合わせ等
選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては一切受け付けない。

10. 契約に関する事項

(1) 随意契約の締結

本市は優先受託候補者と提出された提案書等に基づき仕様の協議、調整等を行い、令和8年4月に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、優先受託候補者はあらためて見積書、内訳書等を提出するものとする。

(2) 受託候補者の変更

優先受託候補者との契約が成立しない場合は、次に審査評価合計点数の高い受託候補者から順に契約に係る協議を行う。

1 1. 提案に関する留意事項

(1) 経費の負担について

本プロポーザルに要した全ての経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いについて

- ① 提出された事業提案書等は返却しない。
- ② 提出期限後における、提案書等の追加・修正・差替・再提出は認めない。ただし、本市から追加資料提出の要請等があった場合は速やかに応じること。
- ③ 提出書類作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表及び使用してはならない。
- ④ 実施要領に基づき提出された書類の著作権は、原則として提案者に帰属し、本市はその無償使用权を持つものとする。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に帰属するものとする。

(3) 無効又は失格についての事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ① 指定された提出期間、提出方法、提出場所等に適合しない場合
- ② 提出書類の記入内容に虚偽又は不備がある場合
- ③ 委員会の委員に、直接間接を問わず接触を求めた場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 参加申込書を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合
- ⑥ その他本実施要領及び要求水準書に違反すると委員会が認めた場合

(4) その他

- ① 本市が提示する関係資料及び質問に対する回答は、実施要領、要求事項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 質問票が提出された場合において、その質問に回答することにより無用な混乱を招くおそれがあると認めたときは、質問に回答しないことがある。
- ③ 参加事業者は、参加申込書の提出をもって、実施要領、要求水準書及び関係資料に記載された内容を承諾したものとみなす。
- ④ 参加申込書提出後、本公募への参加を辞退しようとするときは、速やかに辞退届出書（様式第7号）を提出するとともに、事務局まで電話連絡すること。ただし、受託候補者選定後の辞退は認めない。なお、辞退した事業者に対し、今後において、それを理由に不利益な取扱いをすることはないものとする。

- ⑤ 諸事情によりWeb会議方式等、審査方法を変更することがある。
- ⑥ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）に基づき提出された書類を公開することがある。

12. 問い合わせ先

担当部署名：藤井寺市都市整備部まちとみどり保全課農政公園緑化担当
（藤井寺市役所4階④番窓口）

住 所：〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

電 話：072-939-1228（直通）

F A X：072-952-9504

メールアドレス：ijihozen@city.fujiidera.lg.jp